

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年八月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

<p>路 線 名</p>	<p>飯能寄居線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡ときがわ町大字瀬戸元下字 西ノ窪三四七番一地先から 同郡同町大字瀬戸元上字椴ノ下三 九七番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年八月一日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和三年八月二十七日付 け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第七号で告 示した道路予定区域の供用 開始である。延長二四三・ 二八メートル</p>